

三重とこわか国体・三重とこわか大会報道員ハンドブック 作成・配送業務委託仕様書

1 業務内容

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が提供する原稿データ、ロゴ、及びマスコットデータを用いて、三重とこわか国体（以下「国体」という。）及び三重とこわか大会（以下「大会」という。）の報道員ハンドブックに係るデザインレイアウト等の編集全般、印刷、梱包、配送等を行う。

2 履行期間

契約締結の日から令和3年10月8日（金）まで

3 仕様等

（1）作成部数

【国体】2,000部 【大会】1,000部

（2）規格

ア サイズ A5判（無線綴じ、左開き(左綴じで左に向かって開く)）
イ ページ数 【国体】272ページ程度 【大会】132ページ程度
ウ 印刷 モノクロ両面印刷
エ 紙質 [表紙]色上質紙（特厚口） ※使用色は契約後、色見本帳から選択する。
[本文]上質紙 70 kg

（3）作成内容

- ・「ページ構成（別紙1）」のとおり
※ページ数は編集により変更する可能性あり。
- ・マスコットキャラクター「とこまる」を効果的にデザインに活用すること。
- ・各項目の掲載部分を分かりやすくするため、項目別のインデックスを印刷すること。
- ・図面や地図画像、各競技会ページに掲載する会場地情報は、発注者がデータを提供する。

（4）校正

- ・校正回数は制限なしとする。
- ・校正を受ける際に提出する形式は、県実行委員会が指示するものとするが、基本は出力した紙、データ（PDF）の両方で提出すること。
- ・関係機関と確認を行うため、データを分割する等、メールで容易にやり取りできる容量（5MB程度）、かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータで提出すること。

4 納品

（1）納品・発送

- ・県実行委員会及び別途指定する納品先に納品すること。
- ・「配送及び納品要領（別紙2）」に基づき、県実行委員会が指定する冊数ごとに封入・梱包・配送作業を行うこと。なお使用する発送用封筒等は受託者が用意するものとする。
- ・指定する納品先は、「配送先一覧（別紙3）」のとおり。
※配送先や配布部数は一部変更する可能性あり。

(2) データの提出 (PDF・電子書籍)

(ア) PDF

- ・報道員ハンドブックの PDF データ (一括及び項目別) 及び AI データを格納した DVD-2 枚を県実行委員会に提出すること。

(イ) 電子書籍

- ・全頁分のホームページ掲載用電子書籍 (HTML5) を納品すること。ただし、電子書籍化する内容は変更になる可能性がある。
- ・目次機能 (目次の各項目をクリック等すると直接そのページを開けるリンクを張ること)、サムネイル表示、文字検索機能を有する電子書籍とし、各章や各競技のページがすぐに開ける電子書籍とすること。
- ・ホームページ掲載用として容量を抑えたものとし、DVD-R に保存して提出すること。
- ・その他、県実行委員会が指定するデータを提供すること。

5 作成スケジュール (予定)

契約締結後、直ちに作業スケジュール案を作成し、県実行委員会と協議すること。

6月～7月	原稿作成、随時入稿、校正作業 (原稿データは適宜県実行委員会から提供)
7月23日(金)	【国体】デザイン校了
8月16日(月)	【国体】県実行委員会納品、納品先へ発送
8月31日(火)	【大会】デザイン校了
10月1日(金)	【大会】県実行委員会納品、納品先への発送
10月8日(金)	業務完了

6 著作権等

- (1) 本業務の成果物に係る一切の著作権を、県実行委員会に無償で譲渡すること。
- (2) 素材に含まれる第三者の著作権その全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (3) 県実行委員会は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく、自由に公表することができる。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県実行委員会は契約の解除ができる。この場合、県実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、県実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。
一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

と。

8 両大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 両大会又は国体・大会のどちらかが中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託額等の取扱いは、県実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 県実行委員会が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は県実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを県実行委員会の指定する日時までに提出すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

10 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県実行委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県実行委員会と協議を行うこと。
- (2) 県実行委員会は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- (1) 本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、県実行委員会に帰属する。また、受託者は、イラストおよびデザインにおける著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (2) 相当な過密スケジュールになるため、時間外・週休日（土・日・祝日）を含めて確実な業務対応をすること。
- (3) 業務の実施にあたっては、県実行委員会と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項が生じた場合には、その都度県実行委員会と受託者が協議のうえ、決定することとする。
- (5) 県実行委員会解散後、契約に基づく県実行委員会の当該成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。